

「(仮称)鹿児島県南九州市知覧町風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、日立サステナブルエナジー株式会社が、鹿児島県南九州市において、最大で総出力23,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、サシバ等の主要な渡り経路になっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域の周辺には、複数の住居、学校その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在することから、工事中及び供用時における騒音並びに供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

本配慮書では、事業実施想定区域をA、B、C及びD案の4案を設定し、それぞれの区域における事業実施に伴う騒音、風車の影、動植物、生態系及び景観等に係る調査、予測及び評価を行っている。このため、対象事業実施区域並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)並びに4案からの絞り込みの検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。また、保安林については、同区域から可能な限り除外を検討するとともに、その他改変を想定しない区域についても、同区域から除外すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等及び4案からの絞り込みの検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響

について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等及び4案からの絞り込みの検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、サシバ等の主要な渡り経路になっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等及び4案からの絞り込みの検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく土砂流出防備保安林、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、鹿児島県が公表する土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）及び「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）等が存在することから、当該区域等は、土地の改変に慎重を要する地域である。特に、A、B及びD案の区域内には、土砂災害危険箇所等が広く分布するため、風力発電設備等の配置等及び4案からの絞り込みの検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、主要な眺望点である知覧武家屋敷庭園等が位置しており、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念され、特にB案については、当該眺望点の立地状況から眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等及び4案からの絞り込みの検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測を行うこととともに、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化、予測及び評価に当たっては地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。